

浜岡原子力発電所 1, 2 号機 解体撤去物のクリアランス制度適用に係る放射能濃度の確認申請について(2 回目)

2020 年 9 月 10 日

当社は、浜岡原子力発電所 1, 2 号機の廃止措置に伴い発生する解体撤去物のクリアランス制度(注 1)の適用に向け、必要な手続きを進めております。

1, 2 号機の廃止措置第 2 段階前半で発生する解体撤去物のうち、クリアランス制度の適用認可を受けたもの約 7,682 トン(以下、「クリアランス対象物」という。)の一部(約 1.7 トン)について、放射能濃度の測定および評価結果の確認を 2019 年 11 月に原子力規制委員会に申請し、2020 年 3 月に確認証を受領しました。

このたび、更にクリアランス対象物の一部(約 240 トン)について、放射能濃度の測定および評価結果の確認を原子力規制委員会に申請しましたので、お知らせします。

今後、測定および評価結果について、原子力規制委員会による確認を受けてまいります。

また、残りのクリアランス対象物(約 7,440 トン)についても、引き続き、放射能濃度の測定および評価をおこない、その結果について確認申請をおこなってまいります。

主な申請内容

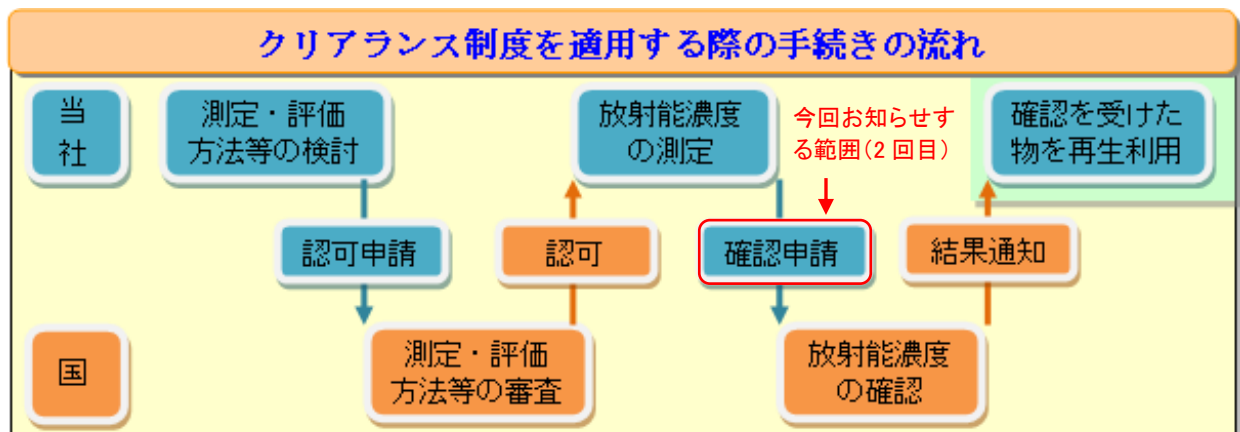
1. 対象物

浜岡原子力発電所 1, 2 号機解体撤去物においてクリアランス制度適用に係る認可を受けたもの(重量: 約 7,682 トン)のうち一部(重量: 約 240 トン)

2. 放射能濃度の測定および評価結果

放射線測定装置を用いた測定および評価の結果、確認申請をおこなった対象物の放射能濃度(コバルト(Co-60)、セシウム(Cs-134、Cs-137)など)は、法令で定められる基準値を超えていないことを確認しました。

注 1 原子力発電所の運転・保守や解体に伴って発生する物の中には、放射能濃度が極めて低く、人の健康への影響が無視できることから、法令上「放射性物質として扱う必要がないもの」とされる物が数多くあります。これらについて、その放射能濃度を測定および評価し、法令に定める基準以下であることを確認した物については、再生利用や産業廃棄物として処分することができます。この仕組みを「クリアランス制度」といいます。



浜岡原子力発電所 1, 2 号機 解体撤去物のクリアランス制度適用に係る これまでのお知らせ内容について

- ・浜岡原子力発電所 1, 2 号機 廃止措置に伴い発生する解体撤去物のクリアランス制度適用に係る認可申請について ([2017年10月17日](#) お知らせ済み)
- ・浜岡原子力発電所 1, 2 号機 廃止措置に伴い発生する解体撤去物のクリアランス制度適用に係る認可申請書の一部補正について ([2018年11月29日](#)、[2019年2月19日](#) お知らせ済み)
- ・浜岡原子力発電所 1, 2 号機 廃止措置に伴い発生する解体撤去物のクリアランス制度適用に係る認可について ([2019年3月19日](#) お知らせ済み)
- ・浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定の変更認可申請について ([2019年3月25日](#) お知らせ済み)
- ・浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定の変更認可について ([2019年9月4日](#) お知らせ済み)
- ・浜岡原子力発電所 1, 2 号機 解体撤去物のクリアランス制度適用に係る放射能濃度の確認申請について ([2019年11月1日](#) お知らせ済み)
- ・浜岡原子力発電所 1, 2 号機 解体撤去物クリアランス制度適用に係る放射能濃度の確認証の受領について ([2020年3月16日](#) お知らせ済み)

以上